

## 福祉事業にかかわる職員としてのあり方

私たちは人にかかわるプロです。  
次のことを意識して生きているかどうか常に振り返りましょう。

## ◆社会に生きる人(社会人)として

公序良俗を犯すことなく、周りの人に気を配り、誰もが気持ちよく居られるような身なり・言葉遣い・行動をする。

## ○あいさつをする

(おはようございます・こんにちは・こんばんは・おやすみなさい・お疲れさまでした)

## ○感謝する

(ありがとうございます・お陰様で・いただきます・ごちそうさまでした)

## ○素直な心で人と向き合う

(はい・ごめんなさい・失礼しました・お願いします)

## ○心を整える

(靴を揃える・整理整頓・身体と身なりを清潔にする)

## ○自利利他の心で生きる

(自分が思ったこと、やったことは全て自分にかえってくる。全て自分が源泉。自分の為だけでなく、人にも役に立つように。)

## ◆専門分野を研究、実践しているか

私たちは各分野の専門家です。  
常に新しい情報、知識をいれ、実践することで技術を向上させ、相手に結果を創りましょう。

あなたには師匠(手本にする人)がいますか?

守 師匠の言われることを全てやってみる。

破 全てやってみることで、自分のオリジナリティがつくられる。

離 独立し、後進を育てる

## ◆リーダーとして

リーダーシップを発揮するには3つの能力が必要です。

1. 今、何が起きているか現実を観て、何をするかを決断し、それに対応する能力
2. 数字を管理する能力
3. 最終的な責任をとる覚悟(最後まで立場を取りきる能力)

## 施設づくりとその取り組みについて

私たちは人が生活する「場」を創っています。  
利用されている方々も私たち職員も  
心身共に健康で生き活きと過ごせるように  
大切にしたいことがあります。

## 「衣」

●天然素材で、着心地、使心地の良いものを選んで使う。

体に電気を帯電させないようにし、お互いに健康的な体づくりをしましょう。

体に溜まった静電気は、ホコリを吸い寄せ、アレルギーの原因になるダニの死骸や糞、カビなどを付着させます。また、静電気が原因で体力、身体の抵抗力が落ちてきて、病気の引き金にもなりかねません。具体的には  
◎自律神経失調症 ◎疲労蓄積 ◎ストレス増加 ◎血糖上昇 ◎皮膚病悪化を引き起こすと言われています。

## 「食」

天地のお恵みとそれを作られた方の御愛念に感謝して調理させていただきます。  
この食べ物が体の中に入って、自他共にお役にたちますように。  
ありがとうございます。

食べるという行為をなぜしているのかを考える。

命を頂く＝エネルギーを頂くということに感謝をしていますか。

<調理する上で気をつけたいこと>

- 化学調味料・添加物・精製したものを使わない。
- 日本人が本来食べてきた物を食べる。  
米(玄米)・豆・ごま・海藻・野菜・魚・発酵食品(味噌、漬物など)
- 地産地消
- 一物全体  
どこでどのように育ったのか、エネルギーにみなぎったものであるかどうか。

## 「住」

- 掃除を徹底し、清潔を保つ  
ダニ、カビを保有するホコリがないようにし、天然のクリーナー等を使って自然環境に配慮する。
- 電磁波を防止する。  
心身の健康を増進する。

社会福祉施設の使命と経営の原則について

社会福祉法第24条「経営の原則」

第1項

「社会福祉法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を确实、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上及び透明性の確保を図らなければならない」

第2項

「社会福祉法人は、社会福祉事業及び第26条第1項に規定する公益事業を行うにあたっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は定額な料金で、福祉サービスを積極的に提供しよう努めなければならない。」

以上から社会福祉施設を経営する者の使命として、

地域社会におけるセーフティネットを構成する社会資源となり、

地域に暮らす人びとに安心をもたらし、

真に信頼される施設になることがあります。

真に信頼される施設になるためには、

利用者一人ひとりの尊厳を守る良質な福祉サービスの実施とともに、

多様化・複雑化する生活課題、福祉需要への積極的な対応が必要です。

「10の経営原則」

私たちは社会福祉法に掲げられている福祉施設を経営する者の責務と使命を果たさなければなりません。公共的・公益的かつ信頼性の高い経営を行うために、私たちの考え方、価値観が10の経営原則にそっているか確認しましょう。

①公益性

個人が人としての尊厳をもって、家庭や地域の中で、障害の有無や年齢にかかわらず、その人らしい“安心のある生活”が送れるように、国民すべての社会的な自立支援を目指すため支援する。

②継続性

解散時の手続きや残余財産の処分等に関する規定によって、制度的にサービスの継続性が確保されている。よって良質なサービスを安定して提供する義務がある。

③透明性

公的な負担によって行われる事業であるとともに利用制度化が進むなか、積極的な情報開示、情報提供等を行う。

④倫理性

公正、誠実な倫理観に基づく法人経営を行う。

⑤非営利性

事業で得た金銭的成果は社会福祉事業に充てるか、地域の生活課題や福祉需要に還元する。

⑥開拓性

表出しにくい生活課題、福祉需要の掘り起こしや、制度の狭間にあるもしくは制度化されていない福祉需要等に対し、新しい領域として、先駆的に他機関・団体等に先立って対応するとともに、制度化に向けた働きかけを行う。

⑦組織性

高い信頼性が求められる施設にふさわしい組織統治の確立、人材育成等、組織マネジメントに取り組む。

⑧主体性

民間の社会福祉事業経営者としての自主性および自律性を発揮し、自らの意志、判断によって事業に取り組む。

⑨効率性

税、社会保険料等公的な財源を使用することから、より効果的で効率性の高い経営をめざす。

⑩機動性

地域の福祉ニーズ及び制度の変化に対して、すばやく対応する。